

茨木市訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、訪問型サービスAの事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスA 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る基準の一部を緩和した基準によるものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。
- (2) 指定訪問型サービスA事業者 訪問型サービスAを行う事業者で、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定訪問介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第4条に規定する指定訪問介護をいう。
- (4) 指定訪問介護事業者 指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。
- (5) 訪問介護相当サービス 茨木市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成31年4月1日実施。以下「訪問介護相当サービス基準要綱」という。）第2第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。
- (6) 指定訪問介護相当事業者 訪問介護相当サービス基準要綱第2第2号に規定する指定訪問介護相当事業者をいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(基本方針)

第3 訪問型サービスAの事業は、可能な限り利用者の居宅において利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
(訪問介護員等の員数)

第4 指定訪問型サービスA事業者が訪問型サービスAを行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は茨木市訪問型サービスA従事者養成研修実施要綱（平成28年10月1日実施）に規定する研修若しくは国及び地方公共団体が同等のサービスの従事者養成研修と認める研修を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、1以上とする。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、訪問介護員等のうち、訪問型サービスAの利用者の数が60又はその端数を増すごとに1人以上の訪問事業責任者を置かなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当事業者の指定を併せて受けた場合（当該2つの指定をいずれも受けた場合を含む。）であって、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されているとき（当該3つの事業が同一の事業所において一体的に運営されているときを含む。）の訪問事業責任者は、訪問介護員等のうち、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める員数を置かなければならない。

- (1) 当該事業所の全てのサービス提供責任者が訪問事業責任者を兼ねるとき 訪問型サービスA、指定訪問介護及び訪問介護相当サービスの利用者の数が40又はその端数を増すごとに常勤で1（利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるものとする。）以上

- (2) 当該事業所のサービス提供責任者が訪問事業責任者を兼ねないとき 訪問型サービスAの利用者の数が60又はその端数を増すごとに1以上

- 4 利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 5 第2項及び第3項の訪問事業責任者は介護福祉士その他指定居宅サービス等基準第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者又は1年以上介護等の業務に従事した経験のある者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当事業者の指定を併せて受けた場合（当該2つの指定をいずれも受けた場合を含む。）であって、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されているとき（当該3つの事業が同一の事業所において一体的に運営されているときを含む。）については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は訪問介護相当サービス基準要綱第4第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすこと（指定居宅サービス等基準第5条第6項の規定により同条第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなされるもの及び訪問介護相当サービス基準要綱第4第6項の規定により同要綱第4第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなされるものを含む。）をもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第5 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備に関する基準）

第6 指定訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当事業者の指定を併せて受けた場合（当該2つの指定をいずれも受けた場合を含む。）であって、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されているとき（当該3つの事業が同一の事業所において一体的に運営されているときを含む。）については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は訪問介護相当サービス基準要綱第6第1項に規定する設備に関する基準を満たすこと（指定居宅サービス等基準第7条第2項の規定により同条第1項に規定する基準を満たしているものとみなされるもの及び訪問介護相当サービス基準要綱第6第2項の規定により同要綱第6第1項に規定する基準を満たしているものとみなされるものを含む。）をもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24に規定する事業の運営についての重

要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（第7において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型サービスA事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8 指定訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく訪問型サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスAを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援

等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第13 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第14 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第15 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第16 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合に

は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領等)

第18 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日実施）別表第4に定める訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第19 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居の家族に対するサービス提供の禁止)

第20 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第21 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22 訪問介護員等は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第23 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者にこの要綱を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者(第4第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 介護予防支援事業者等に対し、訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等(訪問事業責任者を除く。第23において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第24 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第25 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供

できるよう、指定訪問型サービスA事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、当該指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等によって訪問型サービスAを提供しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第26 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第27 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、第24に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第28 指定訪問型サービスA事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第29 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第30 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、

利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32 指定訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型サービスA事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第33 指定訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者及びその家族からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第35 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第36 指定訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者（当該事業者のうち指定訪問介護事業者の指定を併

せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業を同一の事業所において一体的に提供しているものを除く。)は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る訪問型サービスAを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型サービスA個別計画
 - (2) 第17第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第38第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第21の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 第32第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第34第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 指定訪問型サービスA事業者（当該事業者のうち指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業を同一の事業所において一体的に提供しているもの（これに加え指定訪問介護相当事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と訪問介護相当サービスの事業を同一の事業所において一体的に提供しているものを含む。）に限る。）は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する前項各号に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る訪問型サービスAを提供した日（前項第1号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、前項第3号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から5年間保存しなければならない。

（訪問型サービスAの基本取扱方針）

第37 訪問型サービスAは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的

に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第38 訪問介護員等の行う訪問型サービスAの方針は、第3に規定する基本方針及び第37に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスA個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA個別計画を作成した際には、当該訪問型サービスA個別計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告すると

ともに、当該訪問型サービスA個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA個別計画の実施状況の把握（第38において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA個別計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA個別計画の変更について準用する。

（訪問型サービスAの提供に当たっての留意点）

第39 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

（便宜の提供）

第40 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に訪問型サービスAを受けていた利用者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定訪問型サービスA事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（その他）

第41 この要綱に定めるもののほか、訪問型サービスAの基準について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。